

学校いじめ防止基本方針

令和4年

福島県立平支援学校

目 次

1 基本理念	P2
2 基本方針	P3～11
(1)いじめの防止等の対策のための組織	P3
(2)いじめの未然防止のための取り組み	P3
(3)いじめの早期発見のための取り組み	P3
(4)いじめ対応の流れ <いじめ事案に関する手順について>	P4
(5)いじめに対する措置	P5
(6)重大事態への対応	P6
(7)年間計画	P7
(8)自分事化計画	P8～11
(9)評価と改善	P11
3 その他 具体的ないじめの様態 (例)	P12

福島県立平支援学校(以下「本校」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)、いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。)にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての児童生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、寄宿舎、療護園、いわき病院、地域住民、その他の関係者の連携の下に行う。

<定義及び基本理念>いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)抜粋

(第2条)この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(第3条)いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 基本方針

(1) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

- ① 名称 「いじめ対策委員会」
- ② 構成員
教頭、委員長、生徒指導部長及び部員、各学部主事、寮務部長、特別支援教育コーディネーター
- ③ 組織の役割
 - ・ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・ いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

(2) いじめの未然防止のための取り組み

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。学校生活のみならず寄宿舎、療護園においてもそれに努める。
- ③ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取り組みについての理解を図るとともに、特に児童生徒の居住地など地域社会からの協力が図られるようにする。また、寄宿舎、療護園においても同様とする。
- ⑤ 各部において「自分事化計画」を作成し、各部におけるいじめ未然防止に関する実施項目を設定するとともに、教職員のいじめ未然防止に対する意識を高める。

(3) いじめの早期発見のための取り組み

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を児童生徒、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 面接週間や定期的なアンケート実施により、児童生徒の内面理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 児童生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者や地域社会、寄宿舎や療護園、関係機関と連携しながらその対応に当たる。

(4) いじめ対応の流れ <いじめ事案に関する手順について>

児童・生徒のいじめ発見
速やかに『いじめ対策委員会』へ報告ください！

報告

校長・教頭
＜指示＞

【初期対応】

第1回臨時いじめ対策委員会：迅速な事実確認のための手順を話し合う。◎様式1を使用

- ① 情報収集(周囲の児童生徒・当該児童生徒)
- ② 聴取およびアンケート調査などの実施
- ③ 担任・担当及び複数の教員での対応(児童生徒の動静把握)

【事実確認・対応】

第2回臨時いじめ対策委員会：事実を確認し、今後の対応を決定する。◎様式2を使用

- ① 事実報告、情報収集、いじめ認知の有無と段階の仕分け
- ② 当該児童生徒への指導方針の検討
- ③ 事実把握及び指導方法の確認、役割分担の明確化

1段階事案：児童生徒が心身の苦痛を感じるがあったが、学級・ブロック、学年組織等で対応できる事案

2段階事案：児童生徒や保護者等からの訴えや、あるいは1段階の事案等が繰り返されている等、学部組織の対応が必要な事案

3段階事案：重大事態が疑われ、早急な学校の組織対応が必要な事案

緊急学部会議の招集・開催

◎情報の共有を図る。

- ① 事実報告
- ② 当該児童生徒への指導方針の共有

◎加害被害児童生徒への対応を確認する。

- ① 教育的配慮の上、プライバシーの保護に十分留意する。
- ※ 必要に応じて、対応案を職員全体に周知し情報の共有化

※保護者へ連絡し聴取内容報告並びに対応方針を伝える。(被害・加害)

※必要に応じ、被害児童生徒の安全確保を行う。

【対象児童生徒への指導】 ※できるだけ複数の教員で対応し、必要に応じ保護者に同席してもらう。

※いじめを認めていない場合でも、将来に向かって指導することを伝える。

※謝罪の会については、いじめた児童生徒が自発的に希望し、いじめられた児童生徒・保護者も希望しており、謝罪の場を設けることが関係修復の手法として適切と思われる場合に実施する。

【事後対応】

第3回臨時いじめ対策委員会：今後の再発防止策を検討する。◎様式3を使用

- ① 当該児童生徒への支援(継続観察指導、保護者との連携)
- ② 家庭及び関係機関等との連携強化
- ③ 実態調査の定期的な実施

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を委員長、生徒指導部、教頭を経由して校長に報告する。寄宿舎においては寮務部長から委員長、生徒指導部、教頭を経由し校長に、療護園からは直接、教頭を経由し委員長、生徒指導部、校長へと報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。また、その結果を検証するため、対策後3か月を目安に面談やアンケートを実施する。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求めたり、所轄警察署等に通報したりするなど、外部機関と連携して対応する。

⑥ 重大事態発生時の対応

＜重大事態とは＞

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 児童生徒が自殺を企てた場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

エ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

＜重大事態の報告＞

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

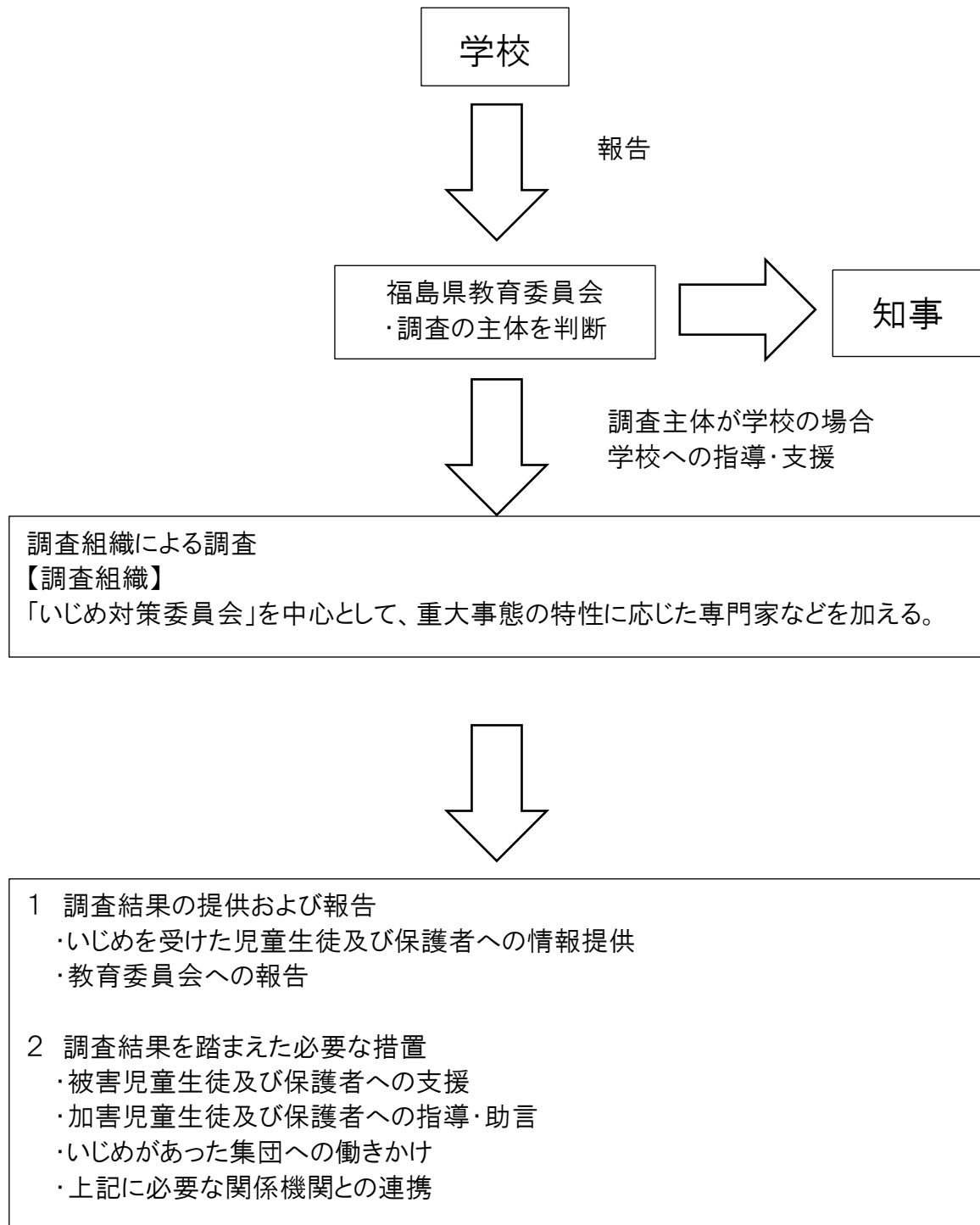
＜重大事態の調査＞

ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

ウ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

(6) 重大事態への対応



(7) 年間計画

月	いじめ対策委員会	生徒指導計画 (生徒指導部による)	校内研修計画	評価計画
4 月	活動内容の確認	・全校朝の会 ・「連休の過ごし方」配布	・学校いじめ防止基本方針について	計画・目標の作成と提示
5 月	いじめ対策委員 研修プログラム	・全校朝の会 ・特別支援学校生徒指導担当者連絡協議会 (情報交換)	・各部のいじめ未然防止対策に向けて「自分事化」した計画の立案の実施	
6 月	・第 1 回いじめに関するアンケートの実施	・全校朝の会		
7 月	第 1 回いじめに関するアンケート集約と保護者への結果の報告	・講話：学部、学級、社会科の授業などを通して「人権」「障がい者差別」について考える。 ・「夏休みの過ごし方」配布	・第 1 回いじめに関するアンケート結果と対応について	
8 月		・各種「人権」「障がい者差別」等の作文募集		
9 月		・全校朝の会	・各部ごとのいじめ未然防止対策に向けて「自分事化」した計画の実施	中間評価
10 月		・全校朝の会		
11 月	・第 2 回いじめに関するアンケートの実施	・全校朝の会 ・特別支援学校生徒指導担当者連絡協議会 (情報交換)		
12 月	・第 2 回いじめに関するアンケート集約と保護者への結果報告	・講話：学部、学級、社会科の授業などを通して「人権」「障がい者差別」について考える。 ・「冬休みの過ごし方」配布	・第 2 回いじめに関するアンケート結果と対応について	
1 月	・今年度の活動の評価	・全校朝の会	各部ごとのいじめ未然防止対策に向けて「自分事化」した計画の評価と次年度に向けた計画の立案	
2 月	・次年度へ向けた計画の立案	・全校朝の会		年間評価
3 月		・講話：学部、学級、社会科の授業などを通して「人権」「障がい者差別」について考える。		

(8) いじめ未然防止のための「自分事化計画」各部一覧

部	実施日または実施期間	実施項目	実施内容	実施した成果
教務部	年間を通して	授業規律を確立させ、学習への意欲を高めるとともに、教師と児童生徒との関係を良好に保つ。 ※授業規律とは、授業に向かう上での教師と子どもの積極的な態度や行動のルールを意味する。	・休憩時間を有効に使えるよう呼びかけや支援を行うことで、気持ちと時間に余裕をもって授業を始められるようにする。また、チャイムが鳴ったときに教師が教材の準備を整え、児童生徒に向き合うようにすることで、児童生徒も進んで授業の準備ができるようにする。	
進路指導部	6/20～24	産業現場等における実習	・産業現場等における実習を通して、進路目標を考える学習に取り組み、目的意識を育成するとともに、社会における規律を習得させることにより、いじめ未然防止につなげる。	
	10/24～28			
	4月～3月	キャリア教育の充実	・各学部、各ブロック、各学級、さらに児童生徒ごとにキャリア教育の視点で学習活動を実践し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程の学習に取り組む。	
地域支援センターよつの葉	年間を通して	・サービス担当者会議 ・教育相談 ・支援会議	・教育相談や各会議の際に、児童生徒の実態や情報を共有する。 ・各学部、各部や関係機関との連携を図りながら、児童生徒の情報を得るようにする。	
		・スクールカウンセラー等との相談 (県の事業を活用)	・スクールカウンセラー等の視点から見た児童生徒の行動の見立て、背景などを聞くことで日々の指導に生かすことができるようにする。 ・学校や家庭以外の第三者と話すことで、児童生徒のメンタルヘルスケアにつなげる。	

生徒指導部	7/20 予定	生活安全講話 (情報モラル含む)	・スマートフォンや携帯電話を安心安全に利用できるように、正しい使用方法や危険性、対策方法について考える。 ・SNS 及びインターネットに関連した事件の被害や加害に巻き込まれないためのネットマナーや上手な活用について考える。	
	12/22 予定	人権擁護講話	人権擁護についての講話を受け、友達との関わり方、コミュニケーションの取り方などについて考える。	
学習指導部	通年	○各教科等及び各教科等を合わせた指導における、授業の充実と道徳教育の充実。	・児童生徒が自信をもって意欲的に取り組む授業づくり。 ・コミュニケーション力を育み、一人一人の実態に配慮した授業づくり。 ・各教育活動における、倫理観や道徳観の育成。 ・各教育活動を通じた望ましい人間関係づくりなど	
情報教育部	通年	○情報モラル、セキュリティについて考える機会を設ける。	・授業等でインターネットやSNS等を安心安全に有効活用できる情報モラル、セキュリティに関する情報の提供を行う。	
健康教育部	年間を通して	衛生、健康に関するポスター掲示や保健だよりでの情報発信、校内美化活動の推進	・汗の処理や爪の処理、口腔内環境、校内美化（トイレ清掃）など、自分の身の回りを清潔にしようとする意識を高める。	
		全校朝の会での保健目標発表や日常の保健指導	・自分自身の体や健康に関心を持ち、自身の体を大切にする気持ちを育てることで、周りの人の健康・体を大切にしようとする気持ちを育む。	
		日常の健康相談・保健指導	・身体症状や行動から気持ちを表現していないか観察する。学級担任、担当、寄宿舍、前担任等との情報交換や情報共有を行い、早期に変調に気付く。	

			・様々な視点から児童生徒を観察し、無理をしていないか、打ち明けられないような悩みはないか配慮して声をかける。 ・学級、学年、学部を越えたかわりを通して、何かあったときに話しやすい教員がたくさんいるという環境をつくる。	
	6月 11月	朝食を見直そう週間 (食育)	・規則正しい食習慣をつくることで、心の安定を促す。	
研修部	通年	・いじめに関する研修会等の案内周知 ・校内研究による実践	・いじめ防止に関する研修会について、朝の打ち合わせや回覧等を通して全職員に周知する。 ・校内研究の協働的取組を通して児童生徒の実態把握や各教科・自立活動等の指導の充実を図る。	
自立活動部	5月	第1回ケース会議	・個別の指導計画をもとに、児童生徒についての情報を共有し、目標設定と課題、学習内容等について確認する。	
	7・8月	第2回ケース会議	・日頃の児童生徒の学習の様子について情報交換をし、課題や学習活動、支援の仕方等を必要に応じて修正する。	
渉外部	5月～3月	・PTA活動 広報委員会 進路委員会 教養委員会	・PTAの各委員会には、訪問学級を除く小、中学部、高等部の保護者全員に所属していただく。PTA活動の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。	
寮務部	通年	○日常生活の指導	・日常生活の中で人との関わりを通してお互いを理解し認め合うことができるような言葉かけをし、意識を高める。 ・「相手がどんな気持ちになるのか」「自分だったらどう思うか」などの言葉かけをすることで自他の心を意識できるようにする。	

	通年	○余暇活動	・余暇活動を充実し、他生との関わりを増やす機会を作る。 ・遊びの中に共通のルールを設定し、ルールを理解しながら楽しく遊べる環境を整える。	
	各学期	○行事	・行事に向けた活動を通して、舎生同士が一緒に考えたり協同したりする機会を設定し、互いに支え助け合う姿勢を育む。	
	月1回～数回	○舎生活動 ・舎生会活動 ・みんなの会等	・集団での話し合い活動を活発化し、相手の意見を聞き、尊重できる場を設ける。また、日頃の生活で気をつけること等を話題に挙げ、共有することで、それぞれの生活を見直す機会とする。	
	年4回	○寄宿舎避難訓練 (事前・事後指導)	・災害に関する知識や意識向上と併せ、共に生活している仲間と助け合う姿勢を育む。	

※実施項目、実施内容は各部ごとに年度末に反省し、次年度の計画・改善を図る。

(9) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取り組みについての評価を行う。評価方法は、職員、児童生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善策を検討するものとする。

3 その他 具体的ないじめの様態（例）

- ① 障がいの状況等について冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつける、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。